⑶　3⑷の状態で測定する場合は、2⑶のように設定して掃引後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込み、全データについて、dB値を電力次元の真数に変換し、全データの電力総和を求め、「全電力」とする。

⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

⑹　中心周波数として(「上限周波数」＋「下限周波数」)／2を求め測定値とする。

5　試験結果の記載方法

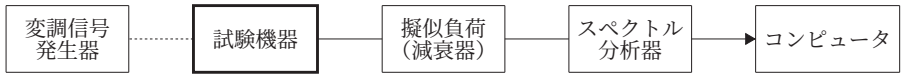
測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

6　その他

4⑵において、スペクトル分析器を使用する場合は、信号発生器の信号を被試験信号と同時にスペクトル分析器で測定し、信号発生器の周波数を中心周波数に合わせて、その時の信号発生器の周波数を測定値とする。

三　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	設備規則の規定値の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則の規定値の１%程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器の雑音レベルより十分高いこと
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）
掃引モード	連続（波形が変動しなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、継続的バースト（一定周期かつ一定バースト長）送信状態とする。

⑵　変調は、標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｏ．150による９段ＰＮ符号又は15段ＰＮ符号）による変調とする。ただし、標準符号化試験信号に設定することができない場合は、実運用状態において占有周波数帯幅が最大となる符号による変調とする。

⑶　バースト波の場合はバースト時間を最短に設定し、バースト波の過渡応答時間を可変することができる場合はバースト波の過渡応答時間を最短時間に設定する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２のように設定する。

⑵　表示に変化が認められなくなるまで掃引を繰り返した後、全データの値をコンピュータに取り込む。

⑶　全データについて、dB値を電力次元の真数に換算し、その総和を求め「全電力」とする。

⑷　最低周波数から順次高い周波数の電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%になる限界データ点を求める。その限界点の周波数を「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数から順次低い周波数の電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%になる限界データ点を求める。その限界点の周波数を「上限周波数」とする。

5　試験結果の記載方法

「上限周波数」と「下限周波数」の差を求め、MHz単位で記載する。

四　スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による。この場合において不要発射周波数が950MHz超え956MHz以下の周波数の場合の測定器の条件及び測定操作手順は、次のとおりとする。

1　測定器の条件

⑴　不要発射探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引周波数幅	950MHzから956MHzまで
分解能帯域幅	３kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　搬送波又は不要発射振幅測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	搬送波周波数又は不要発射周波数
掃引周波数幅	搬送波周波数の場合、200kHz×ｎ（注） 不要発射周波数の場合、100kHz
分解能帯域幅	３kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	送信信号の振幅をミキサの直接領域の最大付近
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１バーストの継続時間以上）
掃引モード	連続掃引（波形の変動がなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

（注）　ｎは一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数

2　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を１⑴のように設定して、掃引し不要発射を探索する。

⑵　探索した不要発射の（振幅測定値＋分解能帯域幅換算値）が設備規則に規定する許容値以下の場合は、(振幅測定値＋分解能帯域幅換算値）を測定値とする。

分解能帯域幅換算値は、次式による。

分解能帯域幅換算値＝10log（参照帯域幅／測定時の分解能帯域幅）

⑶　探索した不要発射の（振幅測定値＋分解能帯域幅換算値）が設備規則に規定する許容値を超える場合は、設備規則に規定する許容値を超える周波数において⑷から⑿までを行う。

⑷　別表第一の一の項３⑵の分解能帯域幅を１MHzとし、スペクトル分析器の中心周波数を搬送波周波数としてバースト内の平均電力を求めてP_bとする。

⑸　スペクトル分析器を１⑵のように設定し、スペクトル分析器の中心周波数を搬送波周波数とする。

⑹　スペクトル分析器を掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑺　全データについて、dB値を電力次元の真数に換算する。